

別紙 1

ホームステイ規約・条件（以下「規約」）

1. ホームステイ

本契約は、規約に基づき満了前に解約しない限り、「ホームステイ開始日」に開始し、「終了予定日」に満了する。

本契約は非排他的な契約として締結する。

全般的責任

ホームステイ提供者は、本契約に基づくホームステイサービスを提供し、以下を行わなければならない

- ホームステイ期間中、当該生徒にホームステイサービスを提供する
- 思いやりと配慮のある安全な環境を生徒に提供する
- 学校により適用される方針・手続き（ホームステイ提供者に随時通達または閲覧可能とする）ならびに法律のすべてを遵守する
- 責任・義務をすべて確実に理解するため、義務付けられた必須研修すべてに参加する
- 学校と開かれたコミュニケーションを維持し、生徒またはホームステイに関していかなる懸念も生じた場合には、学校の担当者に連絡する
- あらかじめ教育・訓練省（DET）国際教育部門の許可を得た場合を除き、同時に4名以上の留学生をホームステイ住居に受け入れてはならない
- 最新かつ有効なワーキング・ウィズ・チルドレン・チェック Working with Children Check (以下 **WWCC**) を保有し、WWCCの資格に変更があった場合は、直ちに学校の担当者に通知し、最新のWWCC証書を提出する
- ホームステイ提供者の責任を理解し、どんなことでも、またいかなる場合でも子どもの虐待またはネグレクトによる被害が疑われる場合は、学校の方針が求める報告手順を知っておく
- いかなるときもまたいかなる理由においても、ホームステイサービスの一部または全部を提供することが不可能な場合または不可能であると予測される場合、直ちに学校の担当者に連絡する

ホームステイ環境

ホームステイ提供者は、ホームステイサービス提供にあたり、最低限以下の内容を提供しなければならない

- 生徒個人が使用する、ベッドおよびワードローブ備え付けの一人部屋
- 清潔で片付いた住居、共用のリビングルームの使用
- 生徒の規定食のニーズに応じ、一日3回、週七日の栄養豊富な食事ならびに軽食・スナックへの妥当なアクセス
- タオル・リネン類・毛布ならびに食器類などの家庭用品
- キッチン、バスルームならびに洗濯設備
- ガス、電気、水道ならびに暖房などの妥当な使用
- 共用居住エリアの清掃
- 机、ランプ、書棚などの学習設備
- 生徒がホームステイ住居に入るために必要な鍵、アラームの暗証番号やパスワードなどすべて
- 正しく作動する火災報知器を住居内すべてに設置

ホームステイ提供者は、ホームステイ住居に大規模な変更を加える場合（改装や転居など）、事前かつ可能な限り速やかに学校の担当者に書面にて通知すること。

ホームステイの査察

学校の担当者（またはその指名代理人）は、以下を行う

- 生徒の到着前にホームステイ先の査察
- 当初の査察後、少なくとも6カ月ごとのホームステイ訪問

緊急事態の発生後など、必要があれば、学校の担当者はより頻繁にホームステイ先を訪問することができる。

学校の担当者はホームステイ提供者に対し、ホームステイ査察の少なくとも2週間前に書面で通知する（電話連絡後にSMSテキストメールや電子メールなどの電子書面送信の場合もある）。

ホームステイ査定や訪問を受ける際に生徒の滞在期間中、ホームステイ提供者は正確、完全かつ偽りのない情報を提供しなければならない。

同居人ならびに訪問者

ホームステイ提供者は、以下を守らなければならない

- 同居人全員の氏名、生年月日、住所（ホームステイの住所と異なる場合）などの詳細を学校の担当者に提出すること
- 18歳以上の同居人全員がWWCCの合格要件を満たしていること
- 18歳以上の同居人全員のWWCCの詳細を学校の担当者に提出し、WWCCの詳細や資格状況に変更があった際は学校に報告すること
- ホームステイ住居の同居人の入退去については、いかなるものでも学校担当者に報告すること

ホームステイ提供者は、ホームステイ住居の同居人ならびに訪問者すべてが生徒に適切かつ敬意をもって接するよう妥当な限り模索しなければならない。以下はその一例であるが、これに限るものではない。

- 相互の信頼関係とコミュニケーションに根ざした、生徒との前向きな人間関係構築
- 生徒がオーストラリアでの生活に順応できるための支援と補助
- プライバシーは孤立と同義ではないと認識しつつ、生徒のプライバシーを尊重すること
- 生徒の文化や習慣、言語、信条の違いと重要性を認識すること
- 生徒の児童虐待や、生徒の福祉やウェルビーイングを損なう事態が起こったあるいはその疑いがある場合、直ちに学校の担当者に報告すること

緊急事態

ホームステイ提供者は、

- 緊急事態対応について、学校の手順ならびにホームステイ提供者の役割・責任を把握しておかなければならない
- 学校の緊急連絡先を常に最新のものにしておかなければならない

緊急事態が発生した場合、ホームステイ提供者は必ず以下を行わなければいけない

- 直ちに生徒の安全を確保する
- 生徒に関連かつ/またはホームステイ内で発生した緊急事態発生後、直ちに学校の担当者に報告する
- 必要な支援を提供する（例：生徒の病院への付き添いなど）
- 事態発生後、直ちに学校の担当者によるホームステイ査察を認める

医療

ホームステイ提供者は、生徒が医師や歯科医、病院その他の医療関連の予約に向く際には、支援・協力すること。これには、交通の手配、予約のスケジュール調整または生徒の予約への同伴も含まれる。生徒が医療的支援を必要とする場合、（緊急事態の結果であるか、継続的または一時的な医療ニーズによるものであるかを問わず）ホームステイ提供者は医療支援に関わる費用負担を負うものではない。

安全

ホームステイ提供者は、児童保護法の対象であり、以下すべてを守らなければならない

- 児童の保護関連法規すべてに準拠し、かつ
- 児童安全法のもとでホームステイ提供者または同居人に対して命令措置が取られた場合、いかなるものでも直ちに学校の担当者に報告すること

ホームステイ提供者は、以下の場合直ちに学校の担当者に通知しなければならない

- 児童虐待が認められる、あるいはその疑いがある場合
- 生徒の福祉やウェルビーイングへの危害があったことに気が付いた、またはその疑いがある場合

- 生徒の安全に関して懸念がある場合
- 生徒の行動により、他の個人への危害が懸念される場合

生徒の行動管理

ホームステイ提供者は、生徒の行動上の問題に直面し、生徒との間で個人的に解決できない場合は、学校の担当者に報告しなければならない。

ホームステイ提供者は、生徒に体罰や言語的・心理的または感情的虐待（ネグレクトも含む）を与えてはならない。

2. 監督と世話

監督

ホームステイ提供者は、生徒が常に適切な監督下にあるように確認すること。必要とされる監督の度合いは、生徒の年齢や成熟度により異なる。

ホームステイ提供者は、

- 生徒を一晩（日をまたいで）監督のない状態にしてはならない
- 事前の承諾なしに、友人を家に呼ばせてはならない
- 生徒に年少の子供の監督をさせてはならない
- 誰とどこに行くのか何時に帰宅するかなどを詮索することで、生徒の社会的娯楽的活動を監視してはならない
- DET (IED) の外出関連規定に準拠し、学校の担当者および親権者/法的保護者から許可を得た場合でなければ、ホームステイ住居を離れての外出を許可してはならない
- ホームステイ提供者が生徒の適切な監督を担保できない場合は、直ちに学校の担当者に連絡しなければならない
- 生徒が通知なくホームステイ住居を退去した場合または許可なくホームステイ住居外に宿泊した場合は、直ちに学校の担当者に連絡しなければならない
- 生徒のアルバイトに関していかなる懸念でもある場合は、直ちに学校の担当者に連絡しなければならない
- 生徒が許可なくハイリスクな活動かつ/または日常以外の外出(DET (IED) 外出関連規定に指定があるとおり) を行った場合または行おうとしていることを知った場合、直ちに学校の担当者に連絡しなければならない

運転

生徒への運転教習の提供または仮免許中の監督者同乗には、事前に学校の許可が必要であり、さらにホームステイ提供者の指示のもと行われなければならない。

ホームステイ提供者自身が生徒の運転指導を行う場合は、ホームステイ提供者はビクトリア州の運転関連法規に従い、登下校時の運転については、学校委員会の方針（規定がある場合）に沿ったものであるか確認すること。

水泳

ホームステイ提供者は、生徒の水泳技能や水に慣れているかどうかに細心の注意を払うこと

ホームステイ提供者は、細心の注意を払い、家庭用または公共のスイミングプール、ビーチその他の水辺での監督を怠らないこと。

3. 学校教育要件

ホームステイ提供者は、

- 生徒が毎日時間通りに登校するよう、支援と励ましを与えなければならない
- 生徒が安全かつ適切な手段で登下校できるよう確認しなければならない
- 生徒の出欠状況についていかなる懸念でも、学校の担当者に報告しなければならない
- 学校の方針に照らして欠席とされる場合は、いかなる場合でも学校の担当者に報告しなければならない

学校は生徒のコースの進捗状況を把握し、生徒がコース修了の困難に直面した場合、学校は個別指導などの追加支援を提供・手配する

ホームステイ提供者は、生徒のコースの進捗状況や学習支援の提供・手配の責任を負わない。ホームステイ提供者は、学習支援を提供するなど任意で生徒の支援を行うことができるが、これらは義務ではない。

4. 料金

契約詳細に記載のある料金は定額料金であり、ホームステイ提供者がホームステイサービスを提供する際に生じるすべての費用・税金を含む。

ホームステイ提供者が生徒に対し、支払期間の一部ホームステイサービスを提供しない場合、該当する支払期間の料金は、学校の指示に基づいて相当額を減額しうる。

ホームステイ提供者に対し料金支払い義務のある主体は契約詳細に記載される(以下「**支払人**」)。

支払人は、ホームステイ提供者に対し、電子送金によって契約詳細で定めた頻度・金額のとおり料金を支払う。

ホームステイ提供者に対して支払人から超過払いがあった場合、支払人はその後の支払いを超過払いの分減額できる、または、ホームステイ提供者に対し妥当な期間内での返金を請求できる。

ホームステイ料金は学校が定める。ホームステイ提供者は、学校から書面による規定がない限り料金を増額してはならない。

料金支払いに関して疑問または懸念が生じた場合、ホームステイ提供者は生徒本人ではなく学校の代表者に連絡しなければならない。

保証金

生徒の保証金の保持・監視・返金は学校が行う。

未払い料金または生徒が使用した部屋における「通常の摩滅」を逸脱した摩損の清掃・修繕・交換費用が発生した場合、ホームステイ提供者は、生徒がホームステイ住居を退去して2週間以内に、保証金の全部または一部からその費用を充当するよう学校の代表者に請求できる。

5. ホームステイ退去と終了

生徒の退去

相互の合意

生徒とホームステイ提供者ならびに学校の代表者間で書面による三者合意がある場合は、本契約はいつでも即時解除できる

親権者/法的保護者または生徒の申し出による退去

生徒が終了予定日以前にホームステイ住居を退去できるのは以下の場合に限る

- 生徒または親権者/法的保護者が学校の代表者から書面による許可を得ており、かつ
- 生徒がホームステイ提供者に対して2週間の事前通知を行う場合

同情の余地またはやむを得ない事情（判断は学校の担当者が行う）がある場合を除き、生徒が学校の許可なく、2週間前の通知をせずにホームステイを退去した場合、生徒の保証金はホームステイ提供者に違約金として支払われる。

次のいずれかの場合、

- 生徒の親権者/法的保護者が生徒のホームステイ住居からの退去を申し出る
- 生徒が自身のホームステイ住居からの退去を申し出る
- 生徒が留学生プログラムの参加を中止している

本契約は生徒がホームステイ住居から永続的に退去した日をもって解除される。

学校の申し出による退去

学校は、以下のいずれかにあると信じるに足る理由がある場合、生徒をホームステイ住居から一時的または永続的に避難させる権限をもつ。

- ホームステイ提供者または同居人が本規約、法律または適切な方針や手続きに従っていない場合
- ホームステイ提供者または同居人が法律違反、または生徒の福祉・ウェルビーイングまたは安全を著しく損なうまたはその恐れのある行為を実際に行うか、その深刻なリスクがある場合

生徒の避難が永続的なものである場合、本契約は生徒がホームステイ住居を退去した日をもって解除される。

生徒の避難が一時的である場合、本契約は生徒がホームステイ住居に戻るまで停止される。

ホームステイ提供者の契約解除権

ホームステイ提供者は、2週間以上前に生徒ならびに学校へ書面で通知すれば、本契約を解除（すなわち、当該生徒へのホームステイサービスの提供を停止）できる。

学校の契約解除権

学校は、ホームステイ提供者が以下のいずれかを行った場合、直ちに本契約を解除できる

- 違反の改善通知に従わなかった場合
- 違反を繰り返した場合
- 重大な違反があった場合
- 改善の余地のない違反を行った場合
- 学校に対し重要な情報を開示しない、または虚偽の情報を提示し、生徒の安全に影響を及ぼした場合
- 児童虐待または生徒の福祉・ウェルビーイングまたは安全を損なう事実やその疑いのある事象を学校に報告しなかった場合
- 詐欺・共謀・不適切・不誠実または刑法に触れる行為その他の重大な不当行為を行った場合、または以上を行ったと学校が認めるに足る十分な理由がある場合
- 学校の見解に照らし、社会において広く認められる基準に反する行為や行動、または地域社会が不適切ととらえる行為、またはホームステイ提供者の評価を貶め、その結果、学校がホームステイ提供者とかわりを持ち続けることで学校に対する偏見を生ずるまたは学校の評価を不利益をもたらすと考えられる場合。

6. 苦情

ホームステイ提供者は、生徒または生徒の親権者/法的保護者に関して、意見の不一致、議論、不快感、危機または懸念が生じた場合、学校の担当者に連絡しなければならない。

学校の担当者は、生徒や生徒の親権者/法的保護者とホームステイ提供者との間で生じたいかなる意見の不一致または議論についても、解決のための最善の方法を模索する。

7. プライバシー

生徒のプライバシー

ホームステイ提供者は生徒のプライバシーを尊重しなければならない。これには、生徒の寝室・浴室・トイレでのプライバシーが確約されることを含む。

ホームステイ提供者による生徒の個人情報へのアクセスはプライバシー関連法の対象となる。

生徒の個人情報がプライバシー関連法の対象にならない状況もあるが、そのような場合でもホームステイ提供者は以下のいずれかの場合を除いて生徒の個人情報を記録・保管・使用または開示(ソーシャルメディアを含む)してはならない。

- 本契約を順守することが目的の場合
- 生徒の学校教育や福祉またはホームステイの手配に関して学校の代表者とのコミュニケーションをとる場合

- 法による要請または承認がある場合
- 生徒本人または生徒の親権者/法的保護者から同意の意思表示があった場合

ホームステイ提供者ならびに同居人のプライバシー

ホームステイ提供者がホームステイ提供者申請を行う際、ならびにホームステイサービスに従事している期間、学校はホームステイ提供者ならびに同居人の個人情報を収集できる。

本契約の手続きを目的とする場合、DET（IED）の留学生プログラム全般の管理を支援する際、オーストラリアの諸法律・DET（IED）または学校の手続きと手順に準拠する場合、学校はホームステイ提供者ならびに同居人の個人情報を記録・使用・開示してもよい。

記録は、準拠法にのっとって保管・破棄される。

8. 一般条項

非保証

学校は、生徒が留学生プログラム期間中すべてホームステイ提供者とホームステイにおいて滞在することを保証するものではない。

保険

ホームステイ提供者は、

- (ホームステイ提供者がホームステイ住居の所有者である場合) 最低二千万ドルの法的賠償責任保険を含む住宅・家財保険に加入しこれを維持しなければならない。
- (ホームステイ提供者がホームステイ住居を賃貸している場合) 最低二千万ドルの法的賠償責任保険を含む家財保険に加入しこれを維持しなければならない。
- 要請があった場合、学校の代表者に対し保険契約証明書を提出しなければならない。

附記: ホームステイ提供者は、現行の保険契約内容（保険会社が提供）を参照し、保険の種類や保証金額を確認すること。保険契約の一般情報は、保険会社が加入時または更新時に提供するキーファクト・シートにも記載されている。

ホームステイ提供者は、以下のすべての責任を負う

- ホームステイ提供者の保護下にある期間の生徒個人への傷害、または生徒によりホームステイ提供者の所有物に生じた被害に保険内容が適用されるか確認する
- 保険の内容が明確でない場合、個別の保険リスクに関して保険会社と協議し、ホームステイ提供者が自身のリスクや状況に適した保険適用を受けられることを確認する
- 生徒による、または生徒によると疑われるホームステイ提供者の所有物に対する破損が生じた場合、可能な限り直ちに学校の担当者に報告する

免責・免除

ホームステイ提供者は、学校委員会（学校委員会職員・契約者・ボランティアならびに代行者を含む）を、ホームステイ提供者自身または生徒の留学生プログラムへの参加から生じる/に関連して生じる全ての賠償責任・損失・費用支出（弁護士費用・料金・支払を含む）（以下「請求」）から免責・免除・解除する。ただし、学校委員会の過失行為または不作為が、当該請求の原因となったまたは寄与した部分についてははこの限りではない。

全ての法律への準拠

ホームステイ提供者は、本契約に基づくホームステイ提供者の義務に関連するあらゆる法律、基準または規則、規範に従わなくてはならない。

表示及び依拠の禁止

ホームステイ提供者は、本契約に明確に示された表示または誘因を除き、学校また DET (IED) による/を代理したいかなる表示その他の誘因であっても、それに依拠してこの契約を締結するものでないことを認め宣言する。

代理行為の禁止

ホームステイ提供者は、学校または DET (IED) の代理人としてふるまってはならない。ホームステイ提供者は、学校または DET (IED) に代わって約束または同意を行うことはできない。

変更

学校は、学校運営上必要とされる場合、または法律または DET (IED) の方針・手順に改定があった場合、契約詳細または規約をいかなる時にも変更できる。学校は、いかなる変更であれ、発効の少なくとも 1 カ月前にホームステイ提供者に対し書面による通知を行う。

ホームステイ提供者が変更内容に同意しない場合、ホームステイ提供者は、新規変更が効力を発する以前に本契約を解除することにより留学生プログラムから撤回できる。

写し

本契約は、正確な写しに各当事者が個別に署名し、それらをまとめて一つの契約書とすることができる。

準拠法

本契約はビクトリア州法に準拠する。全当事者は、ビクトリア州の裁判所が本契約の排他的司法権を有することに同意する。

9. 定義

本契約においては、下記の定義を適用する。

契約 Agreement とは、諸条件、附記ならびに契約詳細を含むホームステイ責任契約を指す。

保証金 Bond とは、契約詳細 8 項に定めた保証金額を指す。

児童保護法 Child Safety Laws とは、いかなる形であれ子どもの安全に関連する諸法律すべてを指し、2005 年ビクトリア州児童保護福祉法もこれに含まれる。

緊急事態 Critical Incident とは、過度のストレスや恐怖・傷害につながるトラウマ的事象またはその脅威（オーストラリア国内外問わず）を指す。緊急事態には下記が含まれるが、これに限るものではない。

- 生徒の行方不明
- 深刻な言語的・身体的虐待
- 死、深刻な傷害またはその脅威
- 自然災害
- ドメスティックバイオレンスや身体的・性的その他の虐待などの問題
- その他、生命の危険のない事象

開始日 Commencement Date とは、ホームステイ提供者が当該生徒に対し、ホームステイ住居において契約詳細 5 項に定めたホームステイサービスを開始する日付を指す

終了予定日 Expected Completion Date とは、ホームステイ提供者が当該生徒に対し、ホームステイ住居における契約詳細 5 項に定めたホームステイサービスの提供を終了する日付を指す

規約 Conditions とは、ホームステイサービス規約・条件を指す

教育訓練省 Department of Education and Training (DET (IED)) – とは、ホームステイプログラムを含むビクトリア州立校の留学プログラムを管轄する教育訓練省国際教育部門 (IED) を指す。IED は教育訓練省と分離した主体ではない。教育訓練省は CRICOS 登録の教育プロバイダーである。

料金 Fees とは、契約詳細 4 項の定めに従いホームステイサービスに対してホームステイ提供者に支払われる料金を指す。

ホームステイ住居 Homestay とは、契約詳細 1 項に定めた住所においてホームステイ提供者が生徒に提供する住居を指す。

ホームステイ期間 Homestay Period とは、ホームステイ提供者が当該生徒にホームステイサービスを提供する期間を指し、開始日に始まり終了予定日に満了する。

ホームステイ提供者 Homestay Provider とは、生徒にホームステイサービスを提供し、契約詳細 1 項に氏名を記載された家族、夫婦または独身者を指す。

ホームステイサービス Homestay Services とは、契約詳細 1 項に定めたサービスを指す。

法律 Laws とは、ビクトリア州ならびにオーストラリア連邦の現行法を指し、慣習法や各種法律も含む。

同居人 Residents とは、ホームステイに永続的または年間 30 日以上長期にわたって居住するものを指す。これには、一年にわたり毎週末ホームステイに宿泊するなど、短い日数であっても長期にわたり頻繁にホームステイに滞在する者も含まれる。

学校 School とは、学校ならびに、その学校を代表する学校委員会を指す。

生徒 Student とは、サブクラス 500（学校部門）ビザにより留学生プログラムに参加し、適切な住居確認証明（Confirmation of Appropriate Accommodation）ならびにウェルフェアレター（Welfare Letter）の発行を受け、さらにその氏名が契約詳細セクションBに記載された留学生を指す

ワーキング・ウィズ・チルドレン・チェック Working with Children Check とは、2005 年ビクトリア州ワーキング・ウィズ・チルドレン法に準拠した、子どもと仕事をする資格審査を指す。